附　則

（施行期日）

第一条　この庁令は、令和三年四月一日から施行する。

（指定事業者の指定の申請手続等に係る特例）

第二条　この庁令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号。以下この条において「復興庁設置法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この条において「旧復興特区法」という。）第四条第一項に規定する復興推進計画（その全部又は一部の区域が岩手県、宮城県又は福島県の区域である同項に規定する特定地方公共団体により作成されたもの（単独で作成されたものにあっては、岩手県又は仙台市により作成されたものに限る。）に限る。以下この条において「旧復興推進計画」という。）に基づく旧復興特区法第三十七条第一項の指定（以下この項において「旧指定」という。）を受けた個人事業者又は法人が、当該旧復興推進計画を作成した旧復興特区法第四条第一項に規定する特定地方公共団体のうち復興庁設置法等改正法第二条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法（以下この条において「新復興特区法」という。）第四条第一項に規定する特定地方公共団体に相当するものが作成する同項に規定する復興推進計画に基づく新復興特区法第三十七条第一項の指定を受けるために施行日以後に東日本大震災復興特別区域法施行規則第十条の規定により当該指定の申請をしようとする場合（その申請に係る同令第八条第一項第一号に規定する指定事業者事業実施計画が当該旧指定に係る同号に規定する指定事業者事業実施計画と同一性を失わない範囲のものである場合に限る。）における同令第十条の規定の適用については、同条第一項中「申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを」とあるのは「申請書を令和三年四月一日から相当な期間内に」と、同条第五項中「指定の日」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（令和三年復興庁令第一号）附則第二条第一項に規定する旧復興推進計画（第八項において「旧復興推進計画」という。）に基づく指定の日」と、同条第八項中「第三項の規定による指定の日」とあるのは「旧復興推進計画に基づく指定の日」とする。

2　施行日前に旧復興推進計画に基づく旧復興特区法第三十九条第一項の指定（以下この項において「旧指定」という。）を受けた個人事業者又は法人が、当該旧復興推進計画を作成した旧復興特区法第四条第一項に規定する特定地方公共団体のうち新復興特区法第四条第一項に規定する特定地方公共団体に相当するものが作成する同項に規定する復興推進計画に基づく新復興特区法第三十九条第一項の指定を受けるために施行日以後に東日本大震災復興特別区域法施行規則第十六条の規定により当該指定の申請をしようとする場合（その申請に係る同令第十四条第一号に規定する指定事業者事業実施計画が当該旧指定に係る同号に規定する指定事業者事業実施計画と同一性を失わない範囲のものである場合に限る。）における同令第十六条の規定の適用については、同条第一項中「申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを」とあるのは「申請書を令和三年四月一日から相当な期間内に」と、同条第五項中「指定の日」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（令和三年復興庁令第一号）附則第二条第一項に規定する旧復興推進計画（第八項において「旧復興推進計画」という。）に基づく指定の日」と、同条第八項中「第三項の規定による指定の日」とあるのは「旧復興推進計画に基づく指定の日」とする。

復興庁令・省令

○復興庁令第一号
国土交通省

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉
国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国土交通省関係福島復興再生特別措置法第七条第八項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令 福島県知事が、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七条第五項第一号に規定する産業復興再生事業として、福島特定埠頭運営事業（福島県の区域内の港湾において行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の運営の事業であって、当該港湾における産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を定めた法第七条第一項に規定する福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（法第十七条の三十三第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、	国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令 福島県知事が、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、福島特定埠頭運営事業（福島県の区域内の港湾において行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の運営の事業であって、当該港湾における産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を定めた法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（法第六十四条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日